

徳島大学大学院創成科学研究科理工学専攻（博士前期課程）先端融合情報学プログラムに係る定員に関する要領の制定

令和8年2月20日
大学院創成科学研究科長制定

（趣旨）

第1条 この要領は、徳島大学大学院学則第6条に基づき定められた創成科学研究科理工学専攻（博士前期課程）の入学定員及び収容定員のうち、先端融合情報学プログラムの定員について必要な事項を定めるものとする。

（収容定員等）

第2条 先端融合情報学プログラムの入学定員及び収容定員は、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	プログラム名	領域名	入学定員	収容定員
創成科学研究科	理工学専攻	先端融合情報学プログラム	数理科学領域	20	40
			自然科学領域		
			社会基盤デザイン領域		
			機械科学領域		
			応用化学システム領域		
			電気電子システム領域		
			知能情報システム領域		
			光システム領域		

（雑則）

第3条 この要領に定めるもののほか、先端融合情報学プログラムについて必要な事項は、創成科学研究科長が別に定める。

附 則

- この要領は、令和8年4月1日から施行する。
- 第2条の表に掲げる先端融合情報学プログラムの収容定員は、同表の規定にかかわらず、令和8年度は、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	プログラム名	領域名	令和8年度
				収容定員
創成科学研究科	理工学専攻	先端融合情報学プログラム	数理科学領域	20
			自然科学領域	
			社会基盤デザイン領域	
			機械科学領域	

			応用化学システム領域	
			電気電子システム領域	
			知能情報システム領域	
			光システム領域	